

京都大学医学部附属病院規程の一部を改正する規程

京都大学医学部附属病院規程（昭和四十一年達示第十八号）の一部を次のように改正する。
第十二条の三第一項中「看護実践開発センター」を「総合臨床教育・研修センター」に改め、同条第三項中「看護部長」を「医学研究科、医学部又は病院の専任の教授」に改める。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。